

「スポットワークに関する法的問題点と これに対する実務的な考え方」

2025年11月17日まで

※リアル受講のみ定員に達
し次第締め切らせていた
だきます。

今回のセミナーは、「スポットワークに関する法的問題点とこれに対する実務的な考え方」と題して、スポットワークに関する法的な問題点を取り上げます。

厚労省は、本年7月、スポットワークに関する考え方を記したリーフレットを発行しました。このリーフレットにおいて、厚労省は「スポットワークとは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこと」とし、このリーフレットでは、スポットワークの雇用仲介を行う事業者が提供する雇用仲介アプリを利用してマッチングや賃金の立替払を行うものを対象とします。」と述べています。

そのうえで厚労省は求人者である事業主と求職者であるスポットワーカーとの雇用契約がどの時点で成立するかという点に関する厚労省の見解を表明し、これに合わせて一般社団法人スポットワーク協会も事業主側から成立した雇用契約の解約事由に関する考え方をまとめています。

しかしこの点に関しては様々な法的問題が潜んでおり、スポットワークを利用しようとする事業主の皆様方は、この点に関する理解を十分にしておかないと、思わぬ紛争に巻き込まれるおそれがあります。

今回のセミナーは、これらのスポットワークに関する法的問題について取り上げることとします。



講 師： 弁護士 竹 下 勇 夫

1974年 早稲田大学法学部卒業
1975年 司法試験合格
1978年 検事任官（1988年退官）
1988年 弁護士登録（沖縄弁護士会）
2008年 日本弁護士会司法制度調査委員

所属団体

日本私法学会、日本労働法学会、金融法学会、信託法学会、日本民事訴訟法学会、民事部会 等

日 時

2025年11月20日（木） 午後2：00～午後4：00

開催方法

① Zoom配信（参加制限なし）

※お申し込み後、弊社よりzoom受講登録フォームをお送りいたします。

② リアル受講 弁護士法人ACLOGOS（セミナー室）

※リアル受講については人数を先着5名様に制限させていただきます。

リアル受講できない方や感染症対策のため控えたいという方は、Zoomにてご参加も可能です。

費 用

顧問会社様 税込2,200円（1名） / 一般 税込16,500円（一企業2名）

申込方法

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX、又はメールにて申込ください。

お問い合わせ先

弁護士法人ACLOGOS（アクログス）

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目3番20号 三医会ビル3階

TEL (098) 987-5074 / FAX (098) 996-4187

【メール】 info@aclogos-law.jp 【Web】 <https://aclogos-law.jp/>

第32回 弁護士法人ACLOGOS 法務セミナー

「スポットワークに関する法的問題点と
これに対する実務的な考え方」

応募締切

2025年11月17日まで

※リアル受講のみ定員に達
し次第締め切らせていた
きます。

申込用紙

FAX送信先：098-996-4187

メール：info@aclogos-law.jp

会社名	参加人数 名	※どちらかに○をつけてください zoom参加 ・ 会場参加
TEL	FAX	
①参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
②参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
③参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
④参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
⑤参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
【支払方法】 ※いずれか一つに☑をつけてください 請求書発行(☐ メール ☐ 当日現金払)	送付先メールアドレス () 請求書宛名 ()	